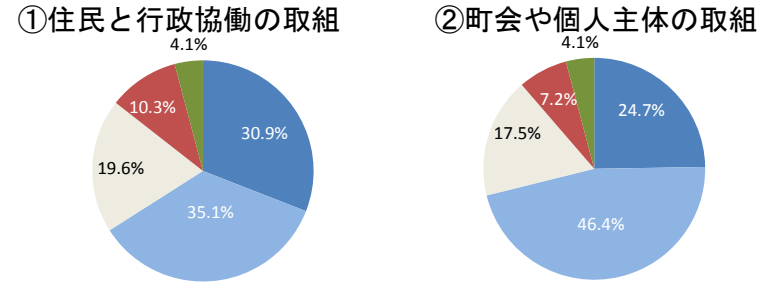


富士見台駅周辺まちづくり計画(案)に関するアンケート結果

【対象】 貫井・富士見台地区にお住まいの方
 【実施期間】 平成29年2月7日～2月22日
 【回収結果】 回収数 99 票 (うち無効票 2 票)
 【主な質問内容】 「富士見台駅周辺まちづくり計画(案)の具体的な取組について、どのようにお考えですか。」

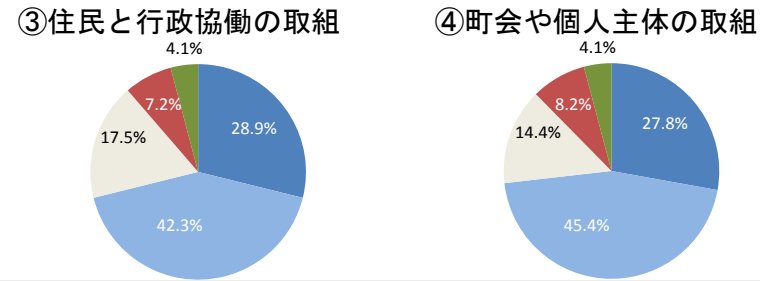
①、②*商店街での取組について(店舗の建替ルールづくり、商店街の利便性を高める環境整備など)

6～7割の方々が、取組について好意的に捉えています。
 特に、町会や個人主体の取組は、賛成意向が高い結果となっています。



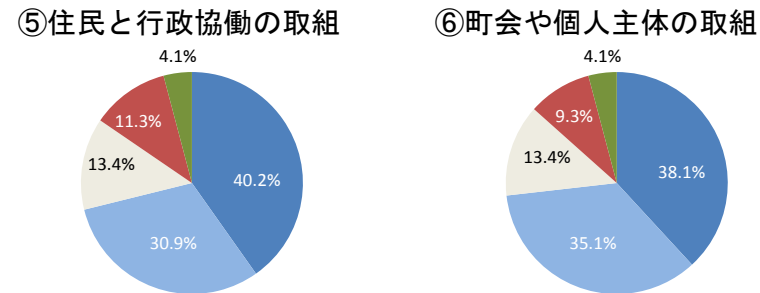
③、④*居住環境全般の取組について(垣またはさくの構造制限、新たな公園の整備など)

おおむね7割以上の方々が、取組について好意的に捉えています。
 自由意見としては、特に住宅街における幅員の狭い道路の改善に関するものが多く挙がっています。



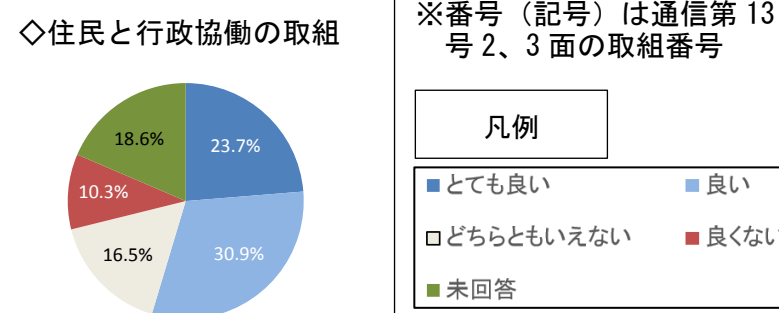
⑤、⑥*交通広場の取組について(送迎車やタクシーの乗降場の整備など)

おおむね7割以上の方々が、取組について好意的に捉えています。
 自由意見としては、喫煙所の設置箇所や自転車対策、車寄せスペースの設置等に関するものが多く挙がっています。



◇*その他の項目について(道路拡幅など)

商店街、居住環境、交通広場での取組について好意的に捉えている方が過半数となっています。
 道路整備等については、関係地権者の方に丁寧に説明しながら進めていきます。



～貫井・富士見台地区のまちづくりについては、区のホームページでも紹介しています～

貫井・富士見台地区

＜お問い合わせ先＞ 練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課 貫井・富士見台地区担当
 〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号 電話: 03-5984-1429(直通)
 FAX: 03-5984-1226
 MAIL: TOUBU09@city.nerima.tokyo.jp



貫井・富士見台地区 まちづくり通信

平成29年9月発行

第15号

【発行】練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課

貫井・富士見台地区のまちづくりにご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
 このまちづくり通信は、地区のみなさまとまちづくりの情報を共有するために発行しています。

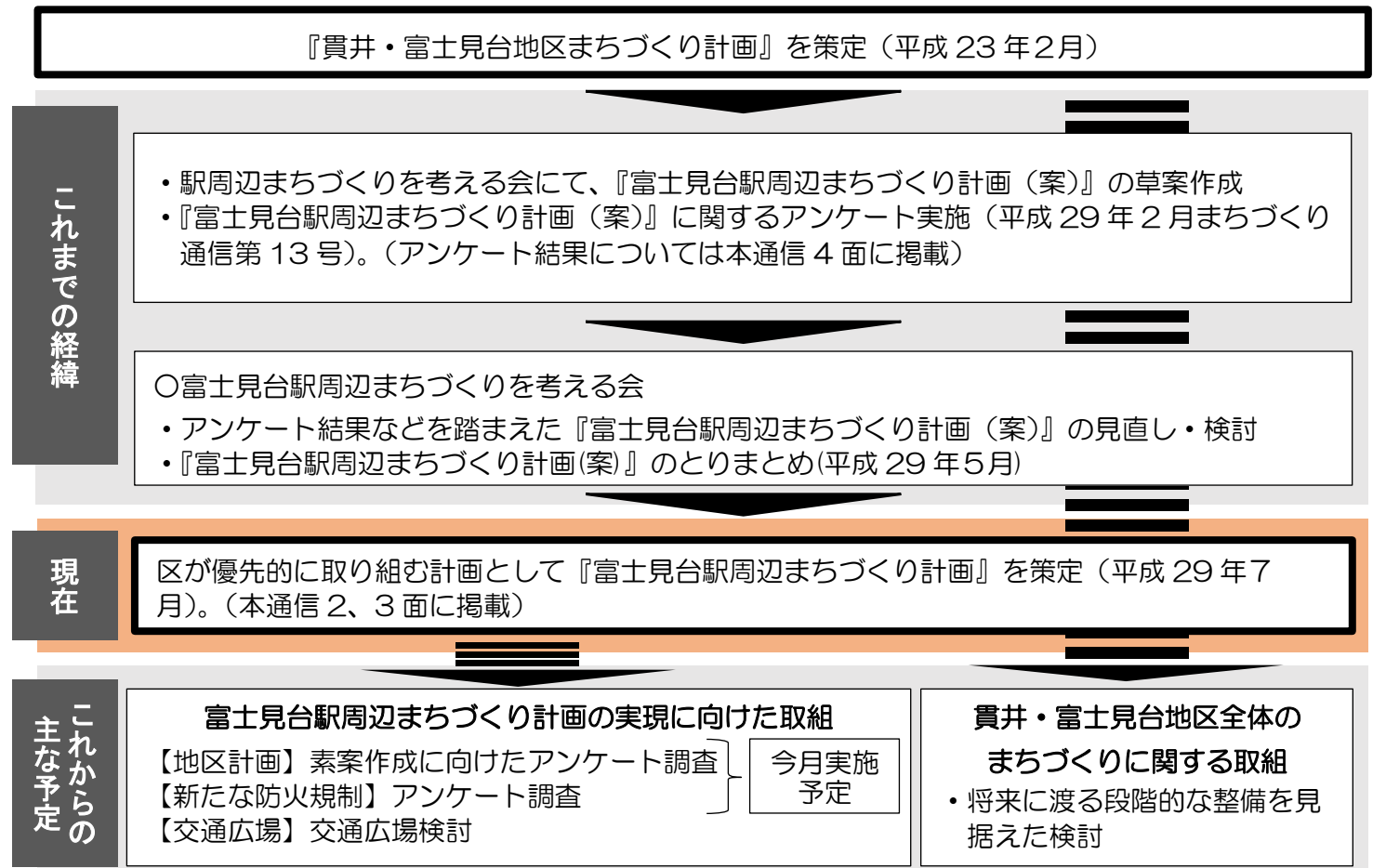
平成23年2月に策定した「貫井・富士見台地区まちづくり計画」の実現に向け、富士見台駅周辺まちづくり計画(案)や通信13号にてご協力を頂いたアンケート結果を基に、**区が当面の間、優先的に取り組む事業計画を『富士見台駅周辺まちづくり計画』としてとりまとめました。**

その具体的な取組として、『地区計画』や『新たな防火規制』の導入に向けた検討を始めるとともに、引き続き貫井・富士見台地区全体のまちづくりについても検討を行ってまいります。

今号の内容

- 1面 : これまでの経緯、これからの主な予定
- 2, 3面 : 富士見台駅周辺まちづくり計画
- 4面 : 富士見台駅周辺まちづくり計画(案)に関するアンケート結果

これまでの経緯、これからの主な予定



富士見台駅周辺まちづくりを考える会にてとりまとめた『富士見台駅周辺まちづくり計画(案)』を参考に、区が当面の間、優先的に取り組む計画をまとめました。引き続き貫井・富士見台地区全体のまちづくりについても将来に渡る段階的な整備を見据えた検討を行ってまいります。

富士見台駅周辺まちづくり計画

《地区計画・新たな防火規制に関する取組》

- 地域の課題や特徴を踏まえ、地域独自のまちづくりに関するルールづくり【地区計画】
- 建替えにあわせた燃えにくい建物への誘導【新たな防火規制】

《居住環境全般に関する取組》

防災性の向上

- 垣またはさくの構造制限の検討【地区計画】
- 新たな公園の整備

《商店街に関する取組》

商店街の活性化の促進

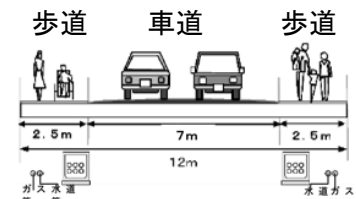
- 店舗等の建替えルールづくり
 - ・1階部分の壁面後退【地区計画】
 - ・工作物等の設置制限【地区計画】
 - ・店舗出入口の段差解消
- にぎわい確保のため、1階を店舗にする(努力義務)
- 建物の高さの制限【地区計画】
- 建物敷地の細分化の防止【地区計画】
- 歩行者の通行区分の明確化の検討(カラー舗装等)
- 統一感のある商店街づくりの検討【地区計画】

《交通広場に関する取組》

- 送迎車やタクシーの乗降場整備の検討
- 駅周辺における荷捌き場確保の可能性の検討

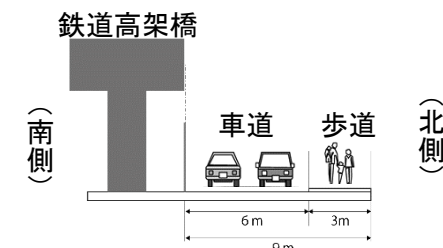
《道路整備に関する取組》

- 生活幹線道路 A 路線の拡幅整備
歩道の設置、無電柱化の検討
(歩道 2.5m、車道 7m)

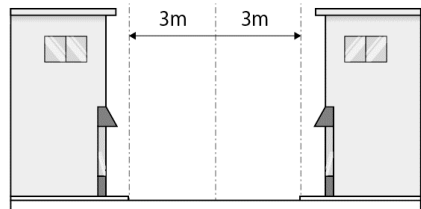


- 鉄道沿い道路の拡幅整備【地区計画】

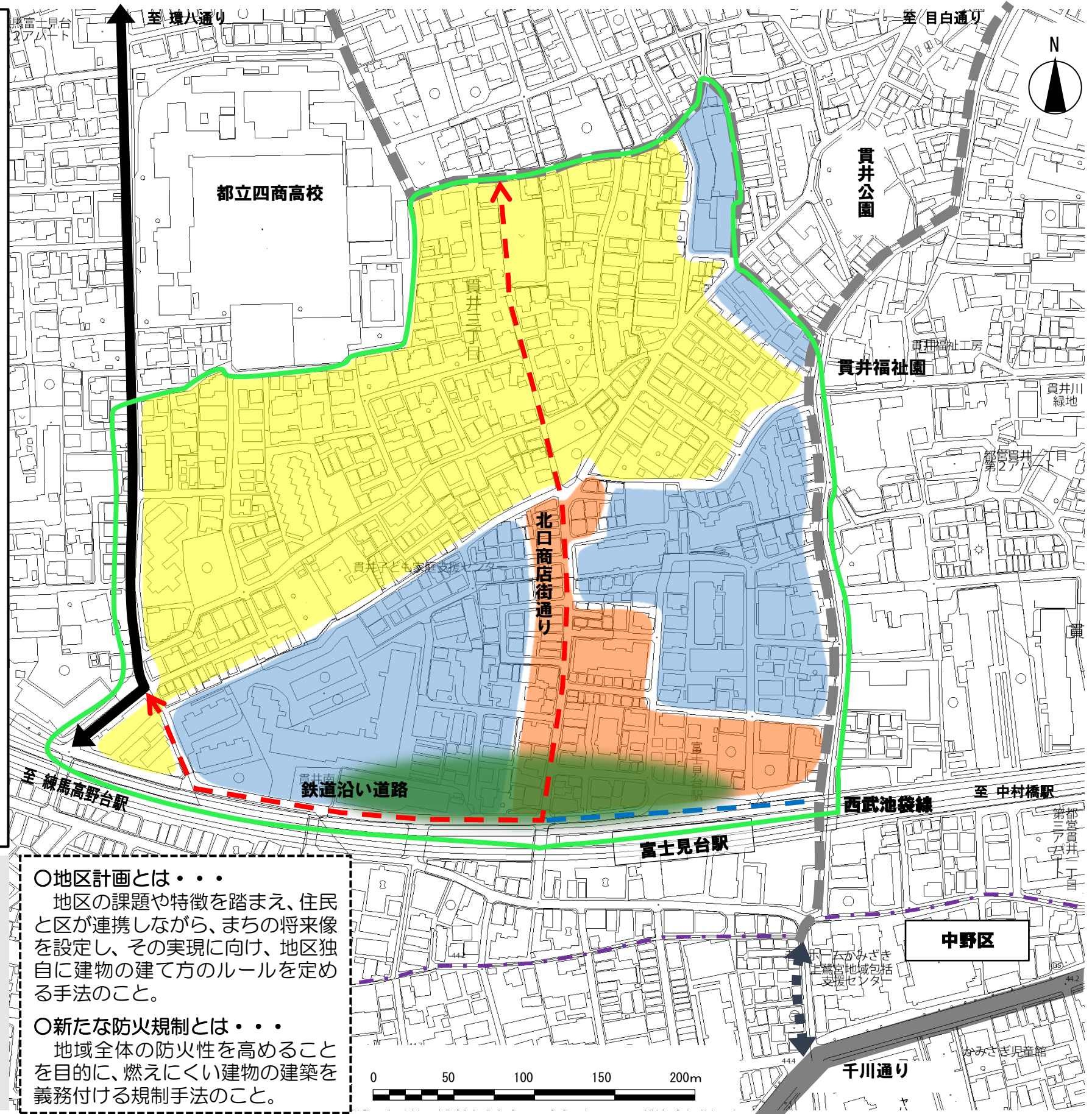
歩道の設置の検討



- 北口商店街通りの拡幅および駅から都立四商高校方面への道路整備【地区計画】



- 千川通りまでの道路拡幅に向けた関係機関との協議(中野区域)



- | | | | |
|------------------------|-----------------|-------|-------|
| 凡例 | 住居・工業混在地域 | 住居系地域 | 商業系地域 |
| 地区計画・新たな防火規制検討区域 | 交通広場の検討エリア | | |
| 生活幹線道路(今後整備を要する路線) | 主要道路(整備を検討する路線) | | |
| 生活幹線道路 A 路線(四商通り)【事業中】 | その他の主要道路 | | |
| 千川通りまでの接続道路(中野区域) | 区境線 | | |

○地区計画とは・・・
地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区が連携しながら、まちの将来像を設定し、その実現に向け、地区独自に建物の建て方のルールを定める手法のこと。

○新たな防火規制とは・・・
地域全体の防火性を高めることを目的に、燃えにくい建物の建築を義務付ける規制手法のこと。